

誤記の訂正

中崎 隆

「詳説犯罪収益移転防止法」（第 9 版）に誤記がありました。お詫びの上、以下のとおり訂正いたします。

	訂正前	訂正後
201 頁 [電子書籍 199 頁]	なお、下線部は、2027 年 4 月 1 日 施行の規則改正部分である。	なお、 <u>住民基本台帳法の適用がない者について</u> <u>は、2027 年 4 月 1 日以降も、本人確認書類の提示</u> <u>を受ける際の IC チップの読み取りは不要である</u> <u>（規則 6 条 1 項 1 号ヲ）</u> 。下線部は、2027 年 4 月 1 日施行の規則改正部分である。
208 頁 [電子書籍 206 頁]	④[2027 年 4 月 1 日廃止]	[2027 年 4 月 1 日 <u>原則</u> 廃止]
	2027 年 4 月 1 日に廃止される。	2027 年 4 月 1 日に <u>原則として廃止されるが、例外</u> <u>的に、「住民基本台帳法の適用を受けない者又は同</u> <u>法第十七条第三号に規定する国外転出者」との関</u> <u>係では存置される。</u>
	⑤ [2027 年 4 月 1 日廃止] …	[2027 年 4 月 1 日 <u>原則</u> 廃止]
	2027 年 4 月 1 日に廃止される。	2027 年 4 月 1 日に <u>原則として廃止されるが、例外</u> <u>的に、「住民基本台帳法の適用を受けない者又は同</u> <u>法第十七条第三号に規定する国外転出者」との関</u> <u>係では存置される。</u>

	⑥ [2027 年 4 月 1 日廃止] …	[2027 年 4 月 1 日 <u>原則</u> 廃止]
	2027 年 4 月 1 日に廃止される。	2027 年 4 月 1 日に <u>原則として廃止されるが、例外的に、「住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者」との関係では存置される。</u>
234 頁 [電子書籍 232 頁]	②当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等に充てて転送不要郵便物等として送付する方法である（規則 6 条 1 項 3 号ニ）。	②当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等に充てて転送不要郵便物等として送付する方法である（規則 6 条 1 項 3 号ニ）。 <u>ただし、2027 年 4 月 1 日以降は、[本人確認書類の原本でなく]写しが許容されるのは、国外転出者と住民基本台帳法の適用がない者に限られることとなる。</u>
238 頁 [電子書籍 236 頁]	これらに加え、今後は eKYC による本人確認も増えるかもしれない。	これらに加え、今後は eKYC による本人確認も増えるかもしれない。 <u>ただし、顧客が外国に本店又は主たる事務所を有する法人にあたる場合は、2027 年 4 月 1 日以降も、受理＋転送不要郵便の方法を選択できる（規則 12 条 2 項）。</u>